

令和2年3月23日

保護者の皆様

船橋市立船橋小学校

校長 棚田 康夫

臨時休業に伴う未指導分の学習内容の取扱いについて

平素より本校教育活動にご協力いただきありがとうございます。

さて、船橋市教育委員会より臨時休業に伴う未指導分の学習内容につきましては、次の学年で実施するように指示を受けています。そのため、春休み等に授業を実施することはありませんが、未指導の内容がそのままになることはありませんので、ご安心ください。

現在、校内では各学年の未指導分の内容の確認を終え、新年度の学級担任に引き継ぐ準備をしているところです。

なお、6年生については、すべての学習内容の指導を終えていることを申し添えます。

※「未指導分の学習内容」とは、教科書の内容ではなく、文部科学省から出されている学習指導要領での指導内容のことを指します。そのため、「次の学年で未指導の内容を指導する」とは、教科書の学習していないページをすべて学習することとは異なりますので、ご理解ください。（教科書は、学習指導要領の内容に加え、子供たちの興味関心を高める内容や学習内容の定着を図るための練習問題等が多く含まれています。）

※今年度使用した教科書は、ひとまず新年度が始まるまで保管をお願いします。新年度が始まりましたら、未指導分の内容の指導に伴い必要となる教科書を、担任よりお知らせいたします。